

平成二十九年厚生労働省令・国土交通省令第二号

住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

（法第一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 台所
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 洗面設備

（法第二条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋）

第二条 法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

- 一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- 二 入居者の募集が行われている家屋
- 三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋
- （人を宿泊させる日数の算定）

第三条 法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

第四条 法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊管理者の商号、名称又は氏名
- 二 住宅宿泊管理者の登録年月日及び登録番号
- 三 法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容
- 3 法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）の生年月日及び性別（届出者が法人である場合にあつては、その役員の生年月日及び性別）

二 届出者が未成年である場合においては、その法定代理人の生年月日及び性別（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の生年月日及び性別）

三 届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

四 届出者が住宅宿泊管理者である場合においては、その登録年月日及び登録番号

五 届出者の連絡先

六 住宅の不動産番号（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第一条第八号に規定する不動産番号をいう。）

七 第二条各号に掲げる家屋の別

八 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

九 住宅の規模

十 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在（法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。）とならない場合においては、その旨

十一 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨

十二 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨

十三 住宅がある建物が二以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項において同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）のあるものである場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨（当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合（マンション）の管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第二条第三号に規定する管理組合をいう。次項において同じ。）に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）

4 法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 届出者が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為

ロ 登記事項証明書

ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。次号及び第十四条において同じ。）の長の証明書

ニ 住宅の登記事項証明書

ホ 住宅が第二条第二号に掲げる家屋に該当する場合においては、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類

ヘ 住宅が第二条第三号に掲げる家屋に該当する場合においては、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類

ト 次に掲げる事項を明示した住宅の図面

(1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置

(2) 住宅の間取り及び出入口

(3) 各階の別

(4) 居室（法第五条に規定する居室をいう。第九条第四項第二号において同じ。）、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この号において同じ。）及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積

チ 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

リ 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

又 住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し

ル 又の場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類

ヲ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合においては、法第三十四条の規定により交付された書面の写し

ワ 法第四条第二号から第四号まで、第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
 - 二 宿泊者数
 - 三 延べ宿泊者数
 - 四 国籍別の宿泊者数の内訳
- 2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。
- (身分証明書の様式)
- 第十三条 法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。
- (条例の制定の際の市町村の意見聴取)
- 第十四条 都道府県が法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。
- (住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示)
- 第十五条 法第六十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨
 - 二 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日
- (住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ)
- 第十六条 都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。
- 一 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務を保健所設置市等の長に引き継ぐこと。
 - 二 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に関する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。
 - 三 その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。
- 附 則
- この省令は、法の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。
- 附 則 (平成三十二年三月一四日厚生労働省・国土交通省令第一号)
- この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和元年五月七日厚生労働省・国土交通省令第一号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省・国土交通省令第三号)
- この省令は、成年被後见人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。
- 附 則 (令和二年二月二三日厚生労働省・国土交通省令第三号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則 (令和三年八月三十一日厚生労働省・国土交通省令第二号)
- この省令は、令和三年九月一日から施行する。
- 附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省・国土交通省令第三号) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二八日厚生労働省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(第四面)

※ 受付番号 受付年月日 届出番号

◎ 住宅宿泊管理者に関する事項(住宅宿泊管理者である場合)

変更後	変更年月日	—	年	月	日
	登録年月日	—	年	月	日
変更前	登録年月日	—	年	月	日
	登録番号	<input type="text"/>			

◎ 住宅に関する事項

変更後	変更年月日	—	年	月	日
	第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/> 視に人の生活の本拠として使用されている家屋 <input type="checkbox"/> 入居者の募集が行われている家屋 <input type="checkbox"/> 臨時その所有者、賃借人又は転借人の居住に供されている家屋			
	住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舍			
	居室の階	宿泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)	合計	
	規模	㎡	㎡	㎡	㎡

確認欄 ※

変更前	変更年月日	—	年	月	日
	第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/> 視に人の生活の本拠として使用されている家屋 <input type="checkbox"/> 入居者の募集が行われている家屋 <input type="checkbox"/> 臨時その所有者、賃借人又は転借人の居住に供されている家屋			
	住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舍			
	居室の階	宿泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)	合計	
	規模	㎡	㎡	㎡	㎡

(第五面)

※ 受付番号 受付年月日 届出番号

◎ 営業所又は事務所に関する事項(営業所又は事務所を設ける場合)

変更後	変更年月日	—	年	月	日	変更区分
	営業所又は事務所の名称	<input type="text"/>				
	郵便番号	<input type="text"/>				
	所在地	<input type="text"/>				

変更前	営業所又は事務所の名称	<input type="text"/>				
	所在地	<input type="text"/>				

確認欄 ※

◎ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項(住宅宿泊管理業務を委託する場合)

変更後	変更年月日	—	年	月	日
	フリガナ商号、名称又は氏名	<input type="text"/>			
	登録年月日	—	年	月	日
	登録番号	<input type="text"/>			
	管理受託契約の内容	<input type="text"/>			

変更前	フリガナ商号、名称又は氏名	<input type="text"/>			
	登録年月日	—	年	月	日
	登録番号	<input type="text"/>			
	管理受託契約の内容	<input type="text"/>			

確認欄 ※

- エ 代表者以外の役員に氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ③ 役員に関する事項(法人である場合)の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
- ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 代表者以外の役員に氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

- 5 第四面関係
住宅宿泊管理業者に関する事項(住宅宿泊管理業者である場合)の届出は、届出者が、住宅宿泊管理業者である場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
- ア 住宅宿泊管理業者の登録をした場合
「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 住宅宿泊管理業者を廃業等した場合
「変更前」の欄にのみ記載すること。

- 6 第五面関係
① 営業所又は事務所に関する事項(営業所又は事務所を設ける場合)の届出は、届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、営業所又は事務所ごとに、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 営業所又は事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 営業所又は事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - ② 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	-	2	-	2	-	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 住宅宿泊管理業者の委託に関する事項(住宅宿泊管理業務を委託する場合)の届出は、届出者が、住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。
- ④ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、満点及び半満点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

第三号様式(第六条関係)

第三号様式(第六条関係)

(A4)

廃業等届出書

住宅宿泊事業法第3条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

受付番号 * 受付年月日 * 届出時の届出番号 ()

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止								
商号、名称又は氏名									
届出事由の生じた日									
住宅宿泊事業に関する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. 届出住宅に人を宿泊させた日数</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>2. 宿泊者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 延べ宿泊者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 国籍別の宿泊者数の内訳</td> <td></td> </tr> </table>	1. 届出住宅に人を宿泊させた日数		2. 宿泊者数		3. 延べ宿泊者数		4. 国籍別の宿泊者数の内訳	
1. 届出住宅に人を宿泊させた日数									
2. 宿泊者数									
3. 延べ宿泊者数									
4. 国籍別の宿泊者数の内訳									
住宅宿泊事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人								

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊事業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。
- ④ 「住宅宿泊事業に関する事項」欄は、法第14条の規定による報告をした日のうち直近のものが属する月の初日から届出事由の生じた日までにおける1. から4. までの事項を付記すること。

第四号様式（第十一条関係）

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

50ミリメートル
50ミリメートル

【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

〇 〇 県 知 事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第五号様式（第十一条関係）

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

50ミリメートル
50ミリメートル

【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

〇 〇 県 知 事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第六号様式（第十一条関係）

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

届出済
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

〇 〇 県 知 事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第七号様式（第十三条関係）

（表 面）

第 号	年 月 日	(年 月 日限り有効)	
写 真			所属局部署名
			職 名
			氏 名
			年 月 日生
住宅宿泊事業法第17条第2項の規定による 立入検査証			
			都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長 印

8.5cm

（裏 面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者